### 非居住住宅利活用促進税広報チラシ作成業務に係る提案募集要項

# １　業務概要

## ⑴　納期

契約締結日から約１か月後

## ⑵　業務内容

（別紙１）仕様書のとおり

## ⑶　契約金額の上限

300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

# ２　プロポーザル参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　京都市契約事務規則第４条第２項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は同規則第２２条第２項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。

⑵　京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく、競争入札参加停止を受けていないこと。

# ３　応募書類の提出

## ⑴　提出書類及び提出方法

ア　以下のPDFデータを電子メールにより提出すること。なお、容量の関係で電子メールへの提出書類の添付が困難な場合は、⑶記載の提出先に連絡すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 補足説明 |
| （別紙２）参加表明書 |  |
| 企画提案書 | 以下の内容を含むものとすること（様式自由）  ・仕様書記載のコンセプトを踏まえ、どのように業務目的の実現に資するチラシをデザインするかに関する提案（提案者の過去の制作物など、参考となる具体例が示されていることが望ましい）  ・契約締結から納品までのおおまかなスケジュール（打合せや校正の時期、回数等） |
| 見積書 | ・押印不要  ・担当者の氏名及び連絡先を記載すること。  ・消費税及び地方消費税額を含んだ金額を記載すること。 |

## ⑵　提出期限

令和５年１１月７日（火）（必着）

## ⑶　提出先

京都市行財政局税務部税制課（税制担当）　（担当：瀧山、藤井）

〒604-8187　京都府京都市中京区虎屋町566番地の１　井門明治安田生命ビル６F

ＴＥＬ：０７５－２１３－５２００

E－mail：zeisei@city.kyoto.lg.jp

## ⑷　留意事項

・提出資料の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

・提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は、一切受け付けない。

・提出資料は返却しない。

・提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

# ４　選定及び審査結果

## ⑴　受託候補者の選定

本市が設置する受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、採点した点数の合計を委員の数で除し、最も高い評価を得たものを受託候補者として選定する。ただし、選定委員会が本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

合計点が同点の場合は、見積金額が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合は、提案者から再度の見積書提出により、最も見積金額の低い提案者を受託候補者とする。

なお、見積金額が１⑶の契約上限額を超えていた場合は直ちに失格とする。

## ⑵　審査結果

提出期限後１週間を目途として、全ての応募者に対して電子メールで通知するとともに、選定の結果（参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由）を京都市ホームページにおいて公表する。

# ５　契約の締結

受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、契約条件について合意に達しなかったときは、次点の提案者を受託候補者とする。

# ６　校正

　　契約後、仕様書のコンセプト等に沿ったデザイン案を作成すること。

　　考案したデザイン案を基に、本市が校了と判断するまで校正作業を行うこと。

　　（校正作業は、最低３回行う。デザインの方向性を大きく左右する修正は１、２回程度を想定。その他、文言や配置するロゴ等の微修正については校了と判断するまで作業を依頼する。）

　　なお、本市が指定する複数のロゴマークを記載するよう別途指示する。

# ７　質問の受付

本業務に係る質問がある場合は、以下のとおり受け付ける（指定した方法以外による質問は一切受け付けない）。

## ⑴　提出方法

電子メールとする（提出先は上記３⑶のとおり）。

## ⑵　提出期限

令和５年１０月３０日（月）

## ⑶　回答方法

参加表明書の提出があったすべての事業者に対して、令和５年１１月１日（水）までに電子メールにより回答する。

また、本市ホームページに質問者に関する情報は伏せたうえで掲載する。